

昭和六十一年運輸省令第四十一号

日本国有鉄道改革法施行規則

日本国有鉄道改革法（昭和六十一年法律第八十
七号）第二十条第三項及び第二十三条第四項の規
定に基づき、日本国有鉄道改革法施行規則を次の
よう規定する。

（評価審査会の委員員）

第一条 日本国有鉄道改革法（以下「法」とい
う。）第二十条第一項の評価審査会（以下「審
査会」という。）の委員は、次の各号に掲げる
者につき運輸大臣が任命する。

一 大蔵省の職員 一人

二 運輸省の職員 一人

三 日本国有鉄道の役員 一人

四 承継法人（法第十二条第二項に規定する承
継法人をいう。以下同じ。）の設立委員（当
該承継法人が同条第一項の規定により運輸大
臣が指定する法人である場合にあつては、そ
の役員）承継法人ごとに一人

五 学識経験のある者 五人以内

第二条 委員は、非常勤とする。

（委員長）

第三条 運輸大臣は、委員のうち一人を委員長と
して指名し、審査会の事務を総括させる。

第四条 審査会は、委員の過半数の出席がなけれ
ば、会議を開き、議決をすることができない。

第五条 審査会の議事は、出席した委員の過半数
をもつて決し、可否同数のときは、委員長の決
するところによる。

（部会）

第六条 審査会は、承継法人ごとに、部会を置く
ことができる。

2 部会に属させる委員は、第一条第一号から第
三号まで及び第五号に規定する委員並びに当該
部会に係る承継法人について任命された同条第
四号に規定する委員とする。

3 部会は、部会の事務を掌理する。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 審査会は、その定めるところにより、部会の
決議をもつて審査会の決議とができる。
6 前二条の規定は、部会について準用する。
（審査会の議事及び運営に関し必要な事項）

第七条 前三条に定めるもののほか、審査会の議
事及び運営に関し必要な事項は、委員長が定め
る。

（財産の価格の決定）

第八条 審査会は、次に掲げる財産について、
日本国有鉄道又は日本鉄道建設公団の会計にお
ける当該財産の帳簿価額によらないでその価格
を決定することができる。

一 日本国有鉄道が鉄道の旅客駅の用に供して
いる土地（新幹線鉄道保有機構が承継するもの
を除く。）であつて当該旅客駅と一体とし
て他の者の事業の用に供する店舗、事務所等
が建設されたもの（現にこれらの施設が建設
中であり、又は建設されることが確実である
ものを含む。）のうち、当該他の者の使用に
係る部分

二 日本国有鉄道が自らその事業のために使用
しない土地又は建物であつて現に他の者に貸
し付けており、又は他の者に貸し付けること
が確実であるもの

三 日本国有鉄道がその職員の宿舎の用に供し
ている土地のうち、承継法人が日本国有鉄道
から引き継ぐ事業又は業務に関し最大限の効
率化を図るものとした場合において必要とな
ると見込まれる職員の宿舎の用地に相当する
部分以外の部分

四 日本国有鉄道がその職員の保養又は宿泊の
ための施設（業務に從事する職員の当該業務
に係る宿泊のためのものを除く。）の用に供
している土地

五 連絡船事業（宮島口と宮島を連絡する航路
に係るものをお除く。）の用に供している減価
償却資産

六 株式

七 北海道旅客会社等（法第十二条第一項に規
定する北海道旅客会社等をいう。）が承継す
る減価償却資産（第五号、次号及び第九号に
掲げるものを除く。）

八 日本国鉄道經營再建促進特別措置法（昭
和五十五年法律第二百二十一号）第八条第六項に
規定する特定地方交通線に係る資産

九 日本国有鉄道が寄附を受けた減価償却資産
六号に掲げる資産については、その承継の際に
見込まれるこれらの資産の時価を基準とし、同
項第五号に掲げる資産については、その用途を
廃止した場合における当該資産の時価を基準と
してその価格を決定するものとする。

3 審査会は、第一項第七号に掲げる資産につい
ては、これらの資産に係る昭和六十二年度以降
五箇年間の減価償却費相当額及び除却費相当額
の総額がこれらの資産の機能の維持のために必
要と見込まれる昭和六十二年度以降五箇年間の
費用の総額に相当する額となるようその価格を
決定するものとする。

4 審査会は、第一項第八号及び第九号に掲げる
資産については、その価格を会計帳簿上当該資
産が存在することを示す備忘価格とするものと
する。

（職員の意思の確認の方法）

第八条 審査会は、書面により行うものとする。

（名簿の記載事項等）

一 氏名

二 生年月日

三 所属する本社の部局、附屬機関又は地方機
関の名称

四 前項の名簿には、当該名簿に記載した職員の
選定に際し判断の基礎とした資料を添付するも
のとする。

（労働条件の内容となるべき事項）

第九条 法第二十三条第一項の規定により提示す
る労働条件の内容となるべき事項は、次に掲げ
るものとする。ただし、第五号から第十一号ま
で掲げる事項については、同項に規定する設
立委員等がこれらに関する定めをしない場合に
おいては、この限りでない。

一 就業の場所及び従事すべき業務に関する
事項

二 始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休
暇並びに職員を二組以上に分けて就業させる
場合における就業時転換に関する事項

三 賃金の決定、計算及び支払の方法、賃金の
締切り及び支払の時期並びに昇給に関する
事項

四 退職に関する事項

五 職員に負担させるべき食費、賞与及び最低賃金
額に関する事項

六 退職手当その他の手当、賞与及び最低賃金
額に関する事項

七 安全及び衛生に関する事項

八 職業訓練に関する事項

九 災害補償及び業務外の傷病扶助に関する事
項

十 表彰及び制裁に関する事項

十一 休職に関する事項

（提示の方法）

第十一条 法第二十三条第一項の規定による提示
は、それぞれの承継法人の職員の労働条件及び

職員の採用の基準を記載した書面を日本国有鉄
道の各作業場の見やすい場所に常時掲示し、若
しくは備え付け、又は日本国有鉄道の職員に交
付することにより行うものとする。